

報告者名
小川 竹一

報告タイトル
中国の農地問題

キーワード
物権法、集団的土地所有権、農家請負権

【参考文献】
中国集団的土地所有権と総有論

【要旨】600字

物権法は、市民の財産権、とりわけ不動産の権利に関する根本的な法律である。中国でも、07年3月に制定された。農地について、集団的土地所有権と請負経営権がある。寧夏地区の農業農村問題について、物権法が与える影響は何か。国家と集団、集団と農家、国家と農家との三面的な関係で分析する必要がある。国家と農民関係では、農村土地請負法制定、農業税廃止、物権法により、ある程度、農家（請負権）保護が進み、土地収用の適正化が課題になっている。請負権の譲渡を許容し担保設定を認めない法制下で、どの程度離農離村が円滑に進むのか、農地の社会保障的機能が失われないか、問題になる。

一方で、集団所有権の主体は、あいまいであり、集団の構成員資格についても規定がない。集団的所有権の別の問題は、農村幹部の恣意的な運用に制約を課すことである。所有権主体の空虚問題に対して、農民集団を所有主体として明確にすることが必要である。

農家の請負権の強化が集団の土地管理機能を弱くするのではなく、集団の土地管理機能と調和することにより、国家に対して土地を守るという目標が必要である。中国内陸部では、農地が農民の社会保障であるとすれば、集団の農地管理の意義は大きい。また、農地収用に対して農家の権益を守るのにも集団が力を発揮すべきである。

物権法や土地請負法が寧夏地区の農業農村の発展にどのようにかわるのか、集団の役割と集団所有権の機能を中心に検討したい。